

すべての在宅高齢者等が訪問看護 I - 5 のサービスを 継続して受給できることを求める署名

【署名の趣旨】

令和3年度介護報酬改定に向けての議論のうち、訪問看護ステーションにおいては、一部の事業所でリハビリテーション専門職の配置割合が高いことが俎上に載せられ、看護職員の配置割合を6割とする方針が示されている。

この制度改正により、介護保険利用者だけでも約8万人の方がサービスを受けることができなくなり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は約5千人が雇用を失うと見込んでいる。

関係各位にあっては、在宅高齢者等が訪問看護及び訪問看護 I - 5 のサービス需給が継続して行われるよう、以下のことに配慮することを求める。

【要望内容】

1. すべての在宅高齢者等が訪問看護ステーションからのサービスを継続して受給できる体制とすること
2. 特に経営的視点から中山間部や島嶼の在宅高齢者等が排除されない訪問システムとすること
3. 人員配置を比率で決めるような拙速は避けること
4. 訪問看護ステーションの運営等に本質的かつ継続的な問題があるのであれば、厚生労働省による指導監督を十分に行うこと

	氏名	年齢	住所
			※住所は都道府県からご記入ください。「同上」は無効になります
1		歳	都道 市区 府県 町村
2		歳	都道 市区 府県 町村
3		歳	都道 市区 府県 町村
4		歳	都道 市区 府県 町村
5		歳	都道 市区 府県 町村
6		歳	都道 市区 府県 町村
7		歳	都道 市区 府県 町村
8		歳	都道 市区 府県 町村
9		歳	都道 市区 府県 町村
10		歳	都道 市区 府県 町村

本署名に記載され、または本件に関し取得した氏名・住所等の個人情報については、本署名の目的に必要な範囲でのみ利用し、それ以外には利用いたしません。

【お問い合わせ先】 公益社団法人日本理学療法士協会 職能課
担当：佐々木、戸塚、村松 TEL：03-6721-0224（職能直通）
第1次締切 11月30日（月） 第2次締切 12月6日（月）

署名郵送先：

〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号
（公社）日本理学療法士協会 職能課 宛